第３１回国立市人権・平和のまちづくり審議会

１．日　時　　令和７年（２０２５年）５月２９日（木）午後４時３０分～６時３０分
２．場　所　　国立市役所３階　第２会議室
３．出席者　　委員８名
　　委員　　炭谷会長、大島委員、押田委員、神田委員、小島委員、只野委員、三井委員、呂委員
　事務局　　４名（松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、白石係長、桑代主任）

【炭谷会長】これより第３１回の審議会を開催します。今年度１回目の会議ということで、事務局より事務局体制について報告がありますのでお願いします。
【事務局】係長職に異動があり、あらたに白石が着任しております。よろしくお願いいたします。
【炭谷会長】　それでは議事（１）について、事務局より説明をお願いします。
【事務局】　資料の説明に入る前に、今後の審議会の流れをあらためて確認させていただきたいと思います。本日含め、３回の審議会を行い答申いただくことを予定しています。次回は７月、その次が８月で、この８月の際に合わせて答申式までを行う予定としているところですが、もし、７月の審議会終了時点で、８月までに取りまとまらない可能性がある場合は、８月は審議会を開催せず、予備日である９月に最後の審議会を行い、合わせて答申いただくことを想定しております。この場合、７月から９月まで間が空きますが、この間は、メールや書面にて答申書の内容について適宜確認作業を行わせていただく予定です。
　それでは議事（１）についての説明をさせていただきます。資料１をご覧ください。
（事務局より資料１の１．～３．の説明）

【炭谷会長】　まず１．～３．の部分について、ご意見がある方はご発言をいただきたいと思います。
【神田委員】　２．の人権教育・啓発の部分、人権に関する検定制度やクイズなど、取り組むことで自己肯定感が高まるような仕組みの構築という部分については、「自己肯定感が高まる」という言葉だと誤解を招く可能性もあり、表現を変更した方がよいと思います。また、３．救済及び相談支援の部分について、人権を侵害しているのは「表現」だけなのかということを考えた時に、おそらく「表現」だけではないはずだと思いますので、「表現の自由「等」」くらいにして、ある程度含みを持たせておいた方がいいのかなと思いました。
【押田委員】　１．全体像の部分について、「見えやすい人権」「見えにくい人権」という表現が出てきます。言わんとすることはわかるのですが、目の不自由な方などは物理的に目に見えないという状況にありますので、もっと違う表現にした方がよいかなと思いました。また、２．教育・啓発の部分について、人権出張授業についての記載がありますが、この取組の重要さというのを非常に感じており、市で取組を進めているものの、学校によって取組の温度感は正直まちまちなところもあるかと思います。教育委員会との関係もありますが、当事者が直接出向いて子どもたちに話をするというのは大変意味のある取組だと思うので、市として一層組織立って取組を進めていただくことが必要だと思いますので、その意味で、この部分の記述をもっと充実させてもいいのかなと思いました。また、人権博物館に関しての記述もしっかりとあることについては評価ができると思っていますが、今までも言葉としては書かれながらもなかなか進めることができていないというのが実情ですので、ぜひ積極的に取り組んでいく必要があるなと思っています。最後に、先ほど神田委員がおっしゃっていた「表現の自由」の部分についてですが、差別する側というのは、大抵、この「表現の自由」というのを前に出して行っています。表現はもちろん自由ですが、それであっても、差別や人権侵害をする自由というのは基本的に無いのだということをまず前提にして、差別は禁止されるべきであるし、もし起こった際にはしっかりと救済策がとられなくてはいけいない。そういったことを明確に線引きしておくべきだと思います。文章の表現上の問題かもしれませんが、そう感じました。
【小島委員】　１．全体像の②についてですが、インターネット上での部落差別事件に対して、

東京高裁は、人は誰しも不当な差別を受けることなく平穏な生活を営むことができるという、人格権を認めたわけですが、その後、最高裁でもこの判断が確定されたわけで、ここに示された、憲法によるところの、幸福追求権というものをふまえた内容にしていただきたいと思うわけですが、そういう意味では、個別救済については、少なくとも、およそ、表現の自由とは相いれない、何度も繰り返す悪質な行為に対しては、差別された人に寄り添って、毅然とした実効力のある対応をとっていただきたいと思います。
【只野委員】　先ほど「表現の自由」の部分で意見が出されておりましたが、私も今の表現ブリでは少し狭いかなと感じますので、「など」というような言葉を付けた方がいいのかなと思います。もう１点は、「幸福追求権」という言葉だけだと、なかなかメッセージとして伝わらないような気がしまして、私どもはよく使う言葉なのですが、先ほども話に出ていたように、それぞれが個人として尊重される、平等に扱われる、差別は許されない、そういった話を入れていただくと、全体としてバランスが取れるかなと思いました。
【三井委員】　皆さんに聞いていただきたいことがあります。この５月で私は８０歳になりました。私のような重度しょうがいしゃが地域で生きていくことはとても大変でした。常に差別にあい苦しいこと悲しいこと辛いことの連続でした。でも私は人間であることを捨てることはできなかった。そういう中で生きる喜びを少しずつ広げてきました。それが権利となって生きてこられました。今こうして生きているのはみんなに支えられてきたからです。なぜ今これを言うかというと、私もいつ死ぬかわからないからです。私のつくった歴史を無駄にしたくない。だから何としてでも人権博物館をつくりたいのです。検討委員会を早く立ち上げたいと思います。よろしくお願いします。最近、人権のこと、平和の事を話すと少し不安な意見を耳にします。例えば、平和を強制するなとか、マイノリティだけが人権を持つわけではないなど、マイノリティの人権がまだ守られていない中で言われていく怖さがあります。
【大島委員】　本質的な部分ではないかもしれませんが、１ページ目の下の部分にある、全国のトップランナーとしての役割を果たし、という部分について、私個人としてはこういうかたちで述べても良いと思いますし問題ないと思うのですが、審議会として考えた時に、別に市が全国のトップランナーを目指してやっているわけではないのではという感じがします。また、３ページ目の上の部分に、インクルーシブな社会にしていくという文言の後にカッコ書きで人権を大切にすると記載されていますが、これはイコールではないので、もし書くのであれば、人権を大切にするインクルーシブな地域社会にしていくというような表現であれば問題ないのかなと思いました。また、その下の⑦についても、全国の自治体の参考となるような、ということが本当に国立市に今必要なのか疑問に持ちました。まずは国立市の課題への対応が大事なのであって、あえてここで書くことではないかなと思いました。
【炭谷会長】　それでは、続いて後半の説明を事務局からお願いします。
（事務局より資料１の４．～６．の説明）

【神田委員】　インターネットの記載の部分ですが、インターネットはＳＮＳだけではないですし、人権侵害が起きているのもＳＮＳに限らない話ですので、ここにＳＮＳと入れるのはミスリードになるかなと思いました。また、ネットと現実社会がつながるから問題ということではなく、ネットの中だけで既に社会問題なのであって、ネットの中だけでも問題なのにそれが現実社会にも繋がって更に大きな問題が生じているのだという意味合いの文章の方がよいと思いました。
【大島委員】　たまたま昨日、市のいじめ対策関係の会議に出ていたのですが、文科省が行っている、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査というものがあります。それを国立教育政策研究所が追跡調査をしているのですが、ＳＮＳ等のインターネットを利用したものに関するいじめの件数もあるので、そういったデータも活用して文章として載せられるなら載せてもいいのかなと思いました。
【押田委員】　５．の部分でフルインクルーシブ教育の言葉が入っていますが、この間、国立市の教育大綱なんかでも、フルインクルーシブ教育を推進するということがずっと示されてきたわけですが、ここにきて、そういった記述を無くすような動きというのが出てきています。こういった問題は、多数派の意見だけで進められていくような傾向もあるかと思います。よろしくない方向に行くというのが、差別の問題では常だと思います。ここではきちんと明記され

ているわけですが、非常に重要な内容でもありますので、そのことを確認できたらいいなと思いました。
【炭谷会長】　ここで、１０分間の換気・休憩とします。
―休憩―

【炭谷会長】　審議を再開します。続いて、７．から最後までの説明を事務局からお願いします。
（事務局より資料１の７．～９．の説明）

【大島委員】　９．の進捗管理の部分に、カスハラの記載が入っていますが、この項目の中の記載としては場所が悪い気がします。先日立川市の公立小学校で特徴的な事件が起こりましたが、こういうことは非常に重要な部分だと思うわけです。市役所においても日常的にトラブルというのは起こり得るでしょうし、いろいろな相談を受ければ、当然それに関わる方たちからの理不尽な要求というものを受ける可能性がある。働く人の人権が守られなければいけないという部分については、項目として１つ起こしてもいいくらいの重要度だと思います。
【只野委員】　私も大島委員がおっしゃったように、カスハラの話は今の場所だとちょっと違和感があるかなと思いますので、そうするとどこの場所だといいのだろうと考えた時に、８．の、職員の話の中に入れ込むことができるのではと。ここでは、市民とどう対応するかということがまとめられているのですが、職場で人権が尊重される、人権が尊重された職場づくりみたいなことも前提として大事ではないかと感じますので、８．の中に入れ込んでいただけるかなと思いました。また、当然、正当な意見はきちんと聞いて対応しなければいけないという面もありますので、その面も含めて記載するとよいかと思いました。
【小島委員】　８．について、職員の人権研修については、正規職員のみならず、会計年度任用職員も含め、全職員が参加しやすい職場づくりを行うというのが大事だと思います。そうすることで、市役所内部からの人権意識の高まりということに繋がっていくのではないかなと思います。また、基本方針の推進体制という部分を見ますと、各部署が一丸となった推進体制を構築すると書かれています。教育部局には学校の他にも図書館や公民館など生涯学習施設もありますので、こういったところと連携をとれるような推進体制を整備することが必要だと思います。また、少しさかのぼりますが、市内事業所との連携の部分について、企業における職員の採用に関して、公正な採用となるような研修についても市として積極的に関与していただきたいと思います。
【押田委員】　７．平和施策の部分ですが、国立市は広島・長崎以外で唯一、原爆体験の伝承活動に取り組んでいる自治体となっており、それは厚労省も認めている活動となっているわけですが、戦争を体験された方々が年々少なくなる状況にありますので、この活動というのはまさにこれからが非常に重要なのだと思います。また、８．に関しては、職員の意識調査の結果を事務局から報告を聞きましたが、回答内容を見ると、決して意識が高いとは言えないという状況であったかと思います。全ての取組の根幹に人権尊重を掲げる自治体の職員ということで、その課題がやはりあろうかと思いますので研修などしっかりやっていただきたいと思います。また最後の進捗管理の部分について、この審議会の進捗管理への関与の仕方というのはきちんと明らかにしておくべきだと思います。なお、これまで炭谷会長も何度もおっしゃられてきたことかと思いますが、国立市は客観的にみて人権の取組では全国の自治体をリードする立場にあると思うわけで、全国から視察がいまだに来るという状況もあります。全国ではじめて差別を包括的に禁止する条例を作った自治体なわけですから、そういう意味では、市の立ち位置というのをきちんと自覚していくことは必要だろうと思います。
【炭谷会長】　押田委員のおっしゃったことは、私も感じているところがありまして、今、世界的に見て、反ＤＥＩという流れがあると思います。私自身もその流れを受けて、先日、講演のレジュメの原稿の一部を修正したことがありました。それぞれの立場もありますし、講演の主テーマに関することではない部分でしたので、主催者の求めに応じて変更したわけなのですが、そういったことにまで影響が出始めている。また、昨今では企業においても例えばＳＤＧｓということをあまり大きく打ち出せなくなっている状況もある。国立市の今回の計画というのは、まさにそんな国際的な情勢のタイミングで出されるものでありますから、我々審議会の

答申としても市の計画としても、そういった反ＤＥＩというような流れを止めようという意気込みの入ったものになると良いなと感じています。
　それでは、本日意見が出し切れなかった委員もいらっしゃるかと思いますので、その場合はまた事務局宛てにご意見をいただければ、次回７月の際に修正したものを出させていただきます。最後に、事務局より事務連絡をお願いします。
【事務局】　この４月から新たにスタートした条例や計画として、人権的な面で関係する３つのものを紹介させていただきます。
（事務局より、子ども基本条例、困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画、再犯防止推進計画を紹介）
　　なお、次回審議会は７月２４日（木）となりますので、引き続きよろしくお願いいたします。
【炭谷会長】　以上で本日の審議会を終了します。本日もありがとうございました。